

筑紫史談附錄

石城志

自卷之十一
至卷之十二

武倉城寄納

寄納



始



會告

一、本回ヲ以テ石城志ヲ終刊セリ添附ノ博多新圖ハ卷頭博多古圖ノ次ニ挿入スヘキモノナリ
二、別ニ附録トシテ刊行セル人生要話ハ本會々員大分縣日田郡日田町著者ヨリ會員各位ニ贈呈セルモノナリ書中記事ニ就キ特ニ批判ヲ賜ハルコトモアラハ著者ニ於テ満足ナルヘシト信ス
大正十年六月二十日

石城志 卷之十一

津田元願 校定
男 元貫 編錄

人事 下

伊藤傳

伊藤宗巴、初名は徳右衛門祐重といへり、伊藤中務が孫なり。中務は本州御笠郡寶滿岩屋兩城主高橋三河守繼種、及び主膳重勝繼種に仕ふ、天正年中、薩州の島津・肥後・肥前・筑後・の兵を卒して岩屋の城を攻む、鎮種入道紹運堅く守て數日拔ず、島津是に於て和を求む、紹運聞ず、寄手重て急に是を攻む、紹運終に戰死して城陥れり、士卒義を守て一人も逃くる者なし、此時伊藤が氏族多く討死せり。中務が子縫殿介祐種、祐種が子即祐重也。俱に寶滿山の麓大石邑の内、福坂といふ處の舊宅に住せり。然るに、其家たまく火災にかゝりて、祖先より傳りし所の什物、及び大友・高橋・家よりの感書等悉く焼失せり。はじめ、祐重幼年にして、親族悉く岩屋に戰死したれば、落魄無聊の身となりしに、慶長の初、長政公當國を領し玉ひし後、勇士が子孫なればとて、食祿をあたへて家士と

駒山次郎兵衛二百
五十石小林頼母助
與也後東蓮寺の附
與此家至享保助左
衛門と云るは次郎
兵衛孫なるべし千
二百石外に御合力
米二百俵を賜ふ後
断絶。

なし玉ふ、時に祐重十九才也。元和の末、長政公逝去し玉ふ時、遺命して、長興公に秋月に仕へしめ玉ふ。祐重人となり、豪邁にして權貴の人をいへども敢て諂ひ屈せず、其頃權臣堀平右衛門、大に威を秋月に震ひけるが、偶々長興公の前に於て、彼と口論に及びたる故、則福岡に送返し玉ふ、於是又忠之公に奉仕せり。然るに、筑後柳川の城主、立花宗茂は實に紹運の子也、祐重は舊臣の後なるを以て、采地を與へて家士とせまく欲し、其臣薦野某をして、竊に其意を告やらしめたる。祐重も亦往ん事を欲して仕を辭したるに、忠之公既に祐重が柳川に往に意あるを悟り玉ひたれば、即其食祿を収めて私に駒山某に附與して、國を出る事を禁じ玉ふ。祐重於是進退谷り、いかんともすることなく、第宅を博多鷹匠町に買て酒肆となり、生理をなさんとす。時に國禁ありて猥りに酒を沽事を得ざりしかども、國君猶憐愍をたれ玉ひて、酒を醸する事を許し玉ふ。程なく家を其子惣右衛門に譲り、髮を薙て名を宗巴と改めり。宗巴、落魄して商家となりしかども、士たりし時の意氣を失はず、常に士大夫の家に往來して、劇談笑語傍若無人也、其頃博多松囃子の行事、久しく中絶し居たりしを、寛永十九年、宗巴等主張として再興し、正月十九日、福岡に至りて城に登る。偶々福岡の町人と口論を仕出し互に罵言争撃す、福岡の人憤怒してやまず、翌年の松はやしを待て、諸坊のあふれたのを募り集めて其怨を報んとす、博多の人は是を聞て甚懼をなせり。宗巴曰。何の恐れる事かあらんとて、即有司の許に往て告て曰、明日博多の人、例によりて登城せんとす、兒戲の如しといへども、實に國君を祝し奉

るの恒例也。然るに、福岡の町人等、妨をなさんと謀るよし聞り、是君に對して其罪最大なりとすべし、宜しく監司を出して障礙をなす事なからしめ玉へと、翌十五日、宗巴衷甲を忌、眉尖刀を横たへ、先にするて往くに、其勢ひ赫然として當るべからず、是を以て、街上敢て面を出す者なく、無事に行事を終たり。此故に津中の人悦にたへず、坊正數輩、宗巴が家に至て是を謝す。しかしてよりこのかた、松はやしの終りには、必邑人彼家に造て、相賀す、主人酒肴を出して是を饗す、其例今に至りて絶す、詳なる事は歳時門にしるせり。宗巴、曾て人の患難ある時は必ず力を盡して是を救へり、この故に、邑人の爲に甚愛敬せらる。宗巴子惣右衛門重吉、其子長助重勝、其子惣兵衛重通、其子源右衛門行重、後千右衛門此時に至りて、享保年中に酒造を止たり。行重、年行司たる事凡三十七年にして職を辭せり。改む古來より在職の歳久しき事、是に過る者なし。長子惣兵衛早世したるを以て、末子五兵衛、幼より甘木邑遠藤氏が養子婿となりて居たりしを、行重病の起べからざる事を計り、五兵衛を遠藤に乞て、其家を繼しむ。こゝに至りて、寶曆年中再び酒肆となれり。家號三笠屋

鶴田傳

鶴田宗悦、俗名惣右衛門と云、肥前國大川野岩屋城主、鶴田越前守行が末子なり。行ははじめ大友宗燐に屬し、後は龍造寺隆信に従ふ、隆信より千五百町の地を與へらる。天正五年、隆造寺、其臣倉町右衛門大夫信俊をして、博多の所司代たらしむ。按に、倉町が博多に來りし事不審、追可考。此時宗悦も、亂を避て博多に來りて、

商家となれり。慶長四年閏三月三日島津義久よりの文書、並家臣新納彌左右衛門が文書あり。又、本州若杉城主、杉權頭連並より、米千俵借用の券、及び筑後久留米城主、田中筑後守よりの文書あり、又、薩摩守より左文字の短刀一腰を賜りしとかや。又、國中に七ヶ處、宗悦が自力を以て墾田を起せり、箱崎にも今に鶴田新開といふ處あり。秀吉公、宗湛宅に駕を屈し玉ひし時、諸侯、宗悦が第に於て、強飯を雜器に盛て出せしと、宗湛日記にみへたり。雜器は杉の八寸の四角をおとし、中に錦目三筋付たる「へき」なり。又、慶長八癸卯年四月廿五日、耶蘇宗のいるまんと、唯心院日忠と云法華宗の僧と、妙典寺に於て宗論ありし時、鳥井數馬宗悦が末子孫と、宗悦も其席に就り。其頃彼等を法華七人衆といひたると也。此時、日忠、宗論に勝たるにより、長政公より新に寺地を福岡橋口町に賜へり。則今の勝立寺是也。宗悦四男一女あり、長子生三郎、後惣右衛門と云、島津義久、大坂に在親の時、歳首の賀書を呈せし回翰あり。惣右衛門法名宗清と号す、吉田宗富が婿なり。宗清子なかりし故、弟九郎右衛門をして家を繼しむ、此時酒家となれり。其子治右衛門、法名法壽、其子甚右衛門、其子伊右衛門と云。世々奥小路町南側に住す、家号三芳屋、後富屋と云、是天正の頃、秀吉公より賜ふ處の第宅也。伊右衛門子は今、柴田の家を繼て、高瀬屋與右衛門と云、博多絹の職工也。又、九郎右衛門が三男七右衛門は別に家を起せり、法名宗古と号す、白水幽心が女を娶て四子を生す、四男七右衛門家を繼、法名自反と云。是博多記の作者也。其子孫相續て箱崎に住す、町茶屋あつかり也。此外氏族多し、西村氏も此家より出たり。

高木傳

高木宗善、俗名不詳、天正の頃の人也。其子を源右衛門と云、按に、宗善俗名も恐くは源右衛門といひしなるべし。文祿の頃、朝鮮征伐ありし時、如水公よりの御書に云。

先刻約束申候櫃一つ御借可給候、せん拾枚ほど入候へばよく候、
月 日 如 水

高木源右衛門殿

元貫、此御書をよみ、竊に感慨を催して曰、此時如水公は豊前中津を領し玉ひ、十二萬石のあるじにておはしまし、かごも、かゝる器物を商家の輩にかり用ひ玉ひしぞかし、今、世中をだやかなるにつけ、年月の經るにしたがひ、善美をとうとぶ、風俗よりして是を見る時は、かゝるわざは僅に擔石の祿を食む人だにも、猶おもてぶせにや思ひ侍らん、されば、其頃のいと質素なる事をかへりみ、且は國家創業の君の寢食を安んせすして、干戈の間に勤勞し、後世我輩をして、あたたかに着、あくまで食ひ、枕を高ふしていぬる事を得せしめ玉ふ御徳を、朝な夕な仰きとうとびて、いとよろそかに思ひ侍るべきにあらず。又古文書に曰。

猶以追々高麗渡海之衆中へ委細被仰付候白水入郎右

當時諸商賈無役其上於何方茂心安可有商賈候自然非分之儀申者有之候は、急度可被申越候也。

西村九左方へも此趣同前に可被申遣との事に候

文祿二正月廿五日

博多宿

民部卿法印 玄心華押

高木源右衛門殿

博多之高木源右衛門と申者貴處へ御禮被申とて取越し長崎邊切々商賈に相越し候間向後

別而懸御目可給候我等猶前篇宿申候目をかけ申者に候間願存候草々謹言

淺彈正

長 吉華押

寺澤志摩守殿

御宿所

源右衛門三子あり、長子は白水氏が養子婿となりて八郎右衛門と云、法名幽心、二男家を繼て源右衛門と云、法名休甫、尾村道味が女を娶て、三男一女を生り。三男は僧となりて瑞南和尚と号す、大坂寒山寺の開山なり。又、休甫三男も僧となり、萬水和尚と号、聖福寺住持なり。又、市三郎といひしは、宗春二男にて、源右衛門弟なり、末次宗得女を娶て四男六女を生む。嫡子萬作、長崎にて其僕、灰吹銀を唐人に渡したる坐縁にて、長崎に於て刑罰せられ、家財も檢斷せられたるにより、宗得ひそかに銀子百貫目余隠し置て、後、萬作子供に配分せり、萬作弟勘右衛門は、伊藤小右衛門同罪にて、長崎に刑せらる、子どもありたるが、小右衛門子供等と同時に罪せられぬ。又、市三郎が宅は、東町、

今、丸崎屋が屋敷なりと云。又、宗善は或記に、文祿四年、慶長元年の間に死せりとあり。

白水傳 谷傳附

白水八郎右衛門、法名幽心、高木宗善が孫にして、源右衛門が嫡子なり、白水新五郎養て其女に娶す、三男三女を生、嫡を惣右衛門と云、慶安二年、遠賀郡悉く水損せり、此時、幽心米三千俵を出して是を救へり。其後、宗像郡長谷の内にて、壹萬五千坪の地を立山に忠之公より賜ふ、然るに、同郡赤間と、遠賀郡底井野との間、人家なくして、公駕をめぐらさるゝ度ごとに、便利ならざりしかば、此谷中に新たに、民屋をつくらしむべきよし訴へて、一村を興記せり。則今の長谷村是也。此ゆへに村民等、幽心を地主に祀りけるといふ。惣右衛門妻は谷宗利が女なり、故に鯉町にて、表口十五間、東西合三十間の抱屋敷を、惣右衛門にゆすり與へぬ。今に至るまで白水氏が券帳也。惣右衛門子又惣右衛門と云、妻は福岡本町徳永次郎右衛門家號女なり、實子なし、故に妻の弟を養て嗣とす、是を八郎右衛門といふ。寶永七年庚寅、長谷村の立山遠處なるにより、近郡にて代地の事を願ひたれば、十一月廿三日、表粕居郡松崎村にて、五千坪を賜はれり。また此八郎右衛門に至るまで、代々年行司たり。直方音羽屋忠右衛門が女をめとりて一女を生す、神屋三弟源七をやしないてこれに妻せ、一子を生す、今の長左衛門是なり。又、白水六郎右衛門といふは新五郎が二男にて、幽心妻の弟なり、其子六郎右衛門、其子をまた六郎右衛門といふ、酒家なり。其子太吉、其子六右衛門と云、今、激賤となりて、

中石堂町に住す。又、幽心より代々一小路町上東側に住す。後の惣右衛門までは酒を醸せり。幽心の代には關中に財府屋十三軒あり。また、谷宗利は、俗名長左衛門といふ、土居町に住せり、年行司六人になりたる時の一人なり。延寶二甲寅の年、飢饉にて餓死道路によこたはりたるに、宗利、承天寺門前にて、おびたいしく糜粥を煮て施行せり。宗利、もと同寺の檀家なり、故に書院及び鐘樓を造立せり。兩女あり、大賀氏、白水氏に嫁せしむ、男子なかりし故、家財等婿兩家に配分せり。また、須崎町に、谷休清、其子三郎右門いふあり、ともに年行司たり。子孫落魄して、嘉穂郡鯉田村に住す。此家も宗利が分族なり。

柴藤傳

家譜曰、柴藤左京亮兼俊といふは播州の人也。本姓は藤氏にして、其父を柴田物監と云、柴田勝家の氏族にして、信長公の臣也。天正の乱に、勝家に與せしにより、太閤の猛威に恐て筑前に來り、姪濱に潜居せり。猶其聞達を恐て、姓を柴藤と改む。此左京亮は、則柴藤氏の祖なり。太閤、朝鮮攻伐の刻、肥前名古屋通往の道なるを以て、早良郡飯盛村に移り住り。程なく世を辭しぬ。墳墓猶存せり、此所柴田と云。兼俊二子あり、兄を松之介、弟を林之介と云、松之介は後福岡西町に住せり、今、釜屋市郎右衛門と云は其子孫也。林之介兼末は、博多に來て商家となる。慶長五年、筑後久留米の城主毛利秀包、關ヶ原爭戰に西陣に屬せられしかば、如水公、久留米に至て開城せしめ、城中の足弱等を博多まで送り差ししめ玉ふ。此時、博多年寄中に御頼みの御書、一通あり。名島の役人中へも加筆みゆ。全文、勞かは

しければ略しぬ。此御書は、兼末其頃津中の役たりしを以て、柴藤氏が家珍となれり。具原翁、本書の註解を自書して添置り。其子孫右衛門兼繁、元和の頃、西町下に鑄冶の工を興せり、是よりして釜屋番の名起れり。其子善右衛門正清、肥前島原の役に往て、炮丸を鑄る役をつとむ。其子小兵衛正繁、貞享年中、嫡子小右衛門清信をして、同所西側に別家せしめ、酒肆、及び石見の客舎をなさしめ、又、銃鉄問屋一圓に願受、家業とす。二男善右衛門正治、本家を相續せり。元祿十二年己十二月八日、當國中に於て、鑄冶の軒敷を定らる、由、老中よりの證文の御書を頂戴せり。是よりして、踏鞴の細工猥りに許されず、其子善右衛門正登、又年行司たり。享保年中、正登、江戸に往て、御釜師大西五兵衛に就て、鐵器の製法傳授せしにより、頗精工となれり。又鞴室を新に作る、高き事數丈にして、四方也、上は銅の網を張り、いかなる暴風といへども、火の恐なし。其子小兵衛正直、寛保・寶曆の頃、度々寸志銀献上せしに依て、子孫に至るまで、御見捨下さるまじきとの重き御書附、並御扶持をも頂戴し、且、年行司再役をも勤り。寶曆年中、嫡子善右衛門元智をして、佐賀屋の斷絶せしを、西町濱に再興せしめ、次男小兵衛正明家督す。或時元願、正登に聞る事あり、曰、長政公、豊前中津におはしませし時、彦山權現の神体を、銅像にして寄進なさしめらるべしとて、本州の冶工等に命し玉ふ。博多、及び甘木の冶工、是を奉りて登山し、櫻馬場に於て踏鞴をしつらひ、神体を鑄奉りしと云、今は其跡、櫻本坊とて、則博多冶工等の祈禱師也。

凡此津、往古より人民衆多なれば、忠夫・孝子・義民・貞婦のたくひ、さぞあまた有つらめど、しるせし書もなく、語りもつたへざれば、世にしれる人もなし。今、わづかに見もし、聞もせる所の善行を旌表して、人のかがみともなさまほしくおもひ侍るになん。

善、孫右衛門といふは、前にもしるせし十二人の年行司の内なりし善宗清が子也。寛文の頃、伊藤小右衛門等朝鮮へ武器を渡せし罪により、長崎に於て禁獄せられし時、孫右衛門も同罪なりしに、此由博多に聞へしかば、家擧りて歎き悲じみたる處に、下人なりし小平とかやいひしもの、其夜行方なくなりぬ。公の掟を肖きし主人の波及にやかゝらんとて、逐電せしなるべしなといひあへりしに、程なく小右衛門等死刑に行はれたる時、獄屋の前にて主人孫右衛門に逢ぬ、いかにしてかは來りたると尋ねたるに、小平申けるは、先達て入牢させ玉ひしと聞やいなや、驚歎にたへず、ひそかに此地に來り、何ぞぞ御先途をも見届けまいらせたくぞんじ候へども、平人にては近つき難かるべしと思ひ、屠兒の許へ奉公致し候ひしに、此たび役目の名代を乞得て、生前にまみへ侍る事を得候事、歎きの中の悦びなりと、涙と共に申ければ、孫右衛門も感涙にむせびて、父母、妻子たりとも、かゝる場へは恐れ憚りて、得來らぬぞかし、然るに、汝が忠義誠に謝するに詞なし、生々世々わするゝ事あるまじとて、はな紙一折を記念にあたへぬ。それより鼻首にかゝりし後も、穢多と共に番をして居たりしが、彼等

が熟睡せるを伺ひ、首を盗み、夜半にまぎれて逃れたりしに、程もあらせず、穢多ども追來りて終に捕れとなり、長崎にて鞠問せられしかば、はじめ終りつぶさに語り、もとより一命は主人の爲になげうち侍れば、惜むにたらず、はやく罪に行ひ玉ふべしと申けるに、賤しき奴隸の輩にはたぐひなき忠夫なりとて、有司の人々も甚歎美ありて、則主人の首を賜はり、歸國せしめられしかば、やがて博多に歸り、法性寺に葬りつゝ、跡念頃に吊ひて、其身は那珂郡片繩村へ居住して、耕作を業とし、一生を終りけるとなん。

上原甚兵衛は紹意が孫也。代々年行司をつとめて富饒なりしが、元祿十六年の事かどよ、火災にかゝりて家産甚乏しくなりぬ。甚兵衛身まかりて、其子幼稚なりしかば、いよ／＼まづしくなりて、朝夕の畑たにいと淋しくなりぬ。既にして、甚兵衛十七回忌に當れる時は、跡吊ふへきよすがもなかりしに、渠か仕ひし下人に、善介とかやいへる者あり。幼かりしより、彼家に仕へてしば／＼恩惠をうけたり、さいつころより、表粕屋郡早見村に住して、僅の田畑を作りて世のいとなみとしけるが、主人の年忌をも吊ふべき人なきを愁へて、米四俵、主家の寺へ納めて供養をたのみ、古傍輩數人いざないて墓所に詣、跡念頃に吊ひけるとかや。是等も亦、いやしき者にはいとすぐれたる忠義なるべし。須崎町上番に、五郎右衛門といふ者あり。享保三年申九月、中島町より移住せり。男子兩人あり、兄を惣兵衛、弟を文内と云。熊本氏云、父はかにや五郎兵衛とて酒家なりしが、逼りて須崎町へ移り住す、兄を惣兵衛を五郎といふ。此惣兵衛、極めて孝心也。朝

は夙に起て先湯を湧し、父母起出ぬれば則手水をとりてあたへ、それより茶を煮飯を炊き、兩親にすゝめ、終りて後みづからも食ひ、けふもいつもの如く、福岡へ商ひにまいり候と告て、終日紅粉を賣ありき、暮に至り、只今漸く歸り候、中々商も候ひて、かた／＼をはごくみまいらするには不足も侍らはず、御心安かれなど、いと念頭に申けり。母も亦、物兵衛歸るべき頃ほひは、湯をわかして、足洗ふべしといひぬれば、かしこまり侍ふといふて、曾て其湯にては洗はず。是は親の手づから沸しぬる湯にて、穢れたる足をあらはんは、恐れ多しとおもへる故なるべし。母、又病身にて、殊更屋敷内に井土なければ、終に母をして水を汲しめず、父母、及びおのれが衣服垢つきぬれば、みづから洗ひ濯て、母に縫しめけり。又、毎月廿八日、刻限を違へず、宿賃の残を、新たに緋ヒメシヤナを紬て、是を貫ぎ、家主高崎又藏加藤半右衛門が許に持行、厚く禮を述て是を拂ふ。常に兩親に對しても、年中風雨の愁もなく暮し侍る事は、偏に家主の蔭也と、悦びけるとなり。平日かしこまりて胡坐ゴザにも座ざれば、まいて横臥せるを見たる人なし。又陰陽カゲニヤクなく詞をつかひて最丁寧なりければ、終に人の心に逆ひたる事なし。弟文内は是に引かへ、はるかにおどりたる人物にて、はじめは少しのこまものなど商買しけるも、仕損じければ、惣兵衛が爲に養れ居たり。されども、母の愛子なりければ、惣兵衛も終に詞あらくもいはず、世上の中よき兄弟の如し、文内買がかりなどありて、たび／＼催促に及びぬれば、兩親も心をいためぬる故、惣兵衛、其家に往てねんごろに斷り、おのれがわづかの商の内より、少し宛度々に是を

つぐのひけると也。文内も後は心を改めけるにや、自身番などをして其賃を取、又國扇を作り習ひて惣兵衛に力を合せたり。此事、公に聞し召れ、全十年巳六月廿六日、惣兵衛を町役所へめし出され、是を褒賞し玉ふ、其御書出に云。

博多須崎上三番
惣兵衛

常に兩親に孝心に付爲御褒美米五俵拜領被仰附者也

此米は辱くも公より賜はりたればとて、妄に費さず、鰯町古田屋傳右衛門といふ者の許にあづけ置けるが、後、父母身まかりける時、送葬の費用となしけるとなん。父母なくなりて後、其身も程なく死せり。

享保の頃、釜屋番に吉田傳作といへる者の下人に、善三郎とかやいふ者、忠義の聞へありければ、年行司の廳所へ召出し、白銀五兩を賑給せり。其後、公にも聞しめされ、賤きやつこにはいと稀有の者なりとて、巳酉の七月八日、米五苞を下し賜りけり。

元文三戊午九月十六日、行町門番甚藏といへる者、孝心あるよしにて、青銅壹貫文、當職吉田六郎大夫より賞賜せらる。

一小路町甚兵衛夫婦、老母に孝心深し、且、能火を警ツツシムよし公聽に聞へて、延享二乙丑五月廿日、米貳苞、妻へ青銅壹貫文を賜ふ。

一 小路町濱八兵衛といふ者、貧ふして兩親に至孝也。此よし公にきこしめされ、寛延二年己正月、米四俵褒美として下し賜はれり。

東町下甚七、並全人姉老母、ことし九十九才にて、衰老せしを常に孝心を盡せるよし、上にきこへ侍り、寶曆四戌年二月廿八日、米三苞褒賜せらる。

堅町中番與吉、二十才の頃より眼を患て、終に盲たり、然るに、養父母極老に及び、殊さら多病なりけるを、貧しき生計に心を盡して、孝行をなせるよし、上に聞しめされ、米貳俵を下し賜はれり。是寶曆五亥十一月廿一日也。

立町下番與吉、老母に至孝也、妻を具せば、母の心になはざる事もや出来なんどて、老年に至るまで妻をも迎へず、且、渡世の業をも怠らざるのよし上に聞へ、明和四亥三月九日、米二苞褒賞あり。』
いつの頃にや、普賢堂町に筆工あり、名未病に臥ていくそばくの年か床を離れず、其妻なりける女、夜は自ら筆を結び、晝は津中を賣ありきて、夫を養ふ事を怠らず、や、冬ふかくなりゆけば、己が着たる衣をぬぎて夫に着せ、其身は只單なるものまといてぞありける。寒風肌骨に砒し、口腹しばく、飲食を斷ごも、聊愁る色を夫に見せず、此ありさま公に聞へて、白かねあまた下し賜り、甚是を感賞し玉ひけるとかや。

御供所町に、長三郎とて貧しき買夫あり。物狂はしき病を得て、世渡る業も得なし侍らす。其妻、いどかいしきものにて、一人の幼子ありけるを、姑の八十歳あまりなるにたのみ置て、晝の間は博多織屋に行、帯を織て價を取、夜は宿に歸りて、紡車を挽て、僅の價を得、三人の者どもをはごくみ、姑・夫・に仕ふる事いと念頃なり。かれが兄弟なるものども、夫の痼疾癒へくもあらねば、ひとりくるしみて世をすぐしなんよりは、いとまを取てこなたへ來れよかしと、あまたゝびすゝめ侍りしかど、病有夫のみか、年老たる姑の、我なくばいかになり行玉ひてんやと、聞もいれず、されば、住こし家のいとあばらなるが、此頃は風雨をだにふせぐべからざりしに、あたり近き者ども、此の女こゝろさま、いとあり難き事に思ひて、竹木藁繩など思ひおもひに持寄て、かたの如く家居をとりつくるひけるとなん。されば彼の孝貞公に聞へ、元文三年ノ五月廿三日、青銅壹貫文下し賜はれり。

年 行 司

古傳曰。齊明天皇七年、百濟の乞によりて、援兵をさしつかはさんとおぼして、筑前國朝倉木丸殿に御幸あり。此時、天智天皇はいまだ太子にておはしましけるが、君を補佐して此國へ下り玉ひしに、博多にも行啓あり。此時、既に年行司の役號ありしと云。或曰。天慶年中、櫛出版社の棟扎に、年行司をせるせしよし、然ればいづれ久しき世より始まりし事なるべし。又曰。頼朝卿の時は別當といひ、尊氏將軍の時には大年寄といひて、四人にて是をつとむ。大内・大友の兩氏、博多を分ち領せられし時は、年行司といひて、一方に六人宛にて、以上十二人あり。天正の頃、豊臣太閤、肥前名古屋に駕

をどよめ玉ひし時、博多の年寄ども御見舞としてまいりけるに、金の間に御茶を賜り、并引出物をも下されたり。是神屋宗湛・柴田宗仁・的野宗列・日高宗曆等也。又、博多津中より、大坂の御城へ献上物等の目録に、月役何某と載す、是皆年行司の月番の事なり。此時は十六人、或は十二人にて務たり。平生他行の時は、乗馬に狭箱を持せ、従者數人引具して徘徊せりと云。小早川中納言、名嶋在城の時は、年始に登城して酒肴を賜れり。長政公、本州に封せられ玉ひし後も、先規の如く十二人に定らる、役料左にしるせるが如し。

代官目録

一 高千七百卅六石九升四合

那珂郡住吉村

一 同八百四石六斗八升六合

同 郡春吉村

合二千五百四十七石七斗八升

の内

元和七年七月十二日

長政 朱印

博多 年行事中

其方に被 仰付御代官所の事

一 千六百八十六石九升四合

那珂郡住吉村

一 八百四石六斗八升六合

同 郡春吉村

合二千四百九十石七斗八升

右の村高辻相違新開等の付落し又は施入などの出入も在之申候は、急度可被申越候其上を以重々相究御書出し之御判可被遣旨に候。

元和九年九月七日

喜多村安右衛門 書判

郡 正太夫 書判

博多年行事中

猶以八枚の銀子代は其年々年行司四人

博多津中より年中頭歳暮并節句として銀子八枚取可被申候其外には湯水をも給申間敷候紙壹枚にて取申間敷候爲其如此候恐々謹言。

卯月廿九日

小河内藏允 書判

栗山大膳亮 書判

井上周防守 書判

年行司衆 十二人え

博多町中年行司十二人の内一年に四人宛輪番に被仰定候付當番衆は於那珂郡春吉合内都合二百石一人に付五十石宛被遣候條番外の衆全知行にて明番次第次の番へ百姓以下無相違可被引渡候也。

元和七年卯月廿七日

小河内藏允書判
栗山大膳亮書判
井上周防守書判

博多町
年行司十二人

右の二通横折也。又、天正の頃より寛文の初までの間、年行司たりし人の名、詳ならずといへども、粗是をしるし侍る。

- 山鹿 宗宅
- 德永 宗也 傳あり十六人の内なり
- 原 道輶 傳あり十六人の内なり
- 柴田 宗有 少三郎
- 前 宗寶 傳あり十六人の内なり
- 同 孫右衛門
- 勝野 了浙 十六人の内也
- 同 宗泉
- 川原次郎兵衛 傳あり
- 牛尾右衛門
- 同 宗伴
- 柴田 宗仁 傳あり十六人の内なり
- 同 新左衛門
- 同 宗清
- 田中 紹府 十六人の内なり
- 同 宗茂 傳あり
- 川原 宗知 俗名甚兵衛十六人の内なり
- 尾村 道味 俗名七右衛門

- 同 道仁 俗名七衛門
- 同 五郎右衛門
- 同 宗賀
- 吉田 宗富 傳あり俗名善三郎
- 同 喜右衛門
- 中野 良清 俗名彦兵衛
- 同 良祐 俗名吉右衛門
- 神屋 祐仙 傳あり俗名四郎兵衛
- 同 太左衛門
- 太田 彦左衛門 傳あり
- 上原 紹意 傳あり
- 氏不知 宗甫 同前
- 篠崎 道喜 傳あり
- 同 四郎兵衛
- 同 四郎兵衛
- 同 四郎兵衛
- 高木 宗善
- 日高 宗曆 十六人の内なり
- 的野 宗列 十六人の内なり
- 同 宗壽 俗名彦右衛門
- 高橋 四郎兵衛 十六人の内なり
- 同 宗立 俗名彦兵衛
- 庄村 利右衛門
- 同 四郎右衛門
- 同 佐太夫
- 同 宗春 俗名清右衛門
- 氏不知 淨慶 十六人の内也
- 柴田 少三郎
- 清水 隆室 俗名伊右衛門
- 同 伊右衛門
- 奥 惣兵衛 傳あり

谷 宗利 俗名長右衛門
長富市左衛衛
山崎半三郎

白水 幽心 傳あり俗名八郎右衛門
中村三十郎
大賀藤右衛門

右天正の頃より寛文のはじめまでの年行司、聞傳へたるを表出し侍る、猶もれたる姓名多かるべし、今是を考難し。今記せる處、前後序次詳ならず、萬治の頃より年行司たりしは

寛文 末次與兵衛 法名宗開傳にくはし

鶴田 治右衛門 法名法壽傳に出

澁谷 九左衛門 吳服町に住す本家斷絶今綱場町甚七其末と云

萬治 勝野治郎左衛門 法名紹延後不少と云傳に出

寛文 神屋 市左衛門 法名紹清合の一二曾祖父也傳に委し

林田 八郎左衛門 中興堂に住せり子孫なし

谷 三郎左衛門 須崎町に住せり白水傳にしるせり

椋木 三郎左衛門 東町に住下緒屋と號せり

萬治 井上 利右衛門 土居河に住せり姫路屋と云竹八が父なり

寛文 尾村 甚左衛門 傳に出

貞享 鶴田 與左衛門 法名覺睡前の治右衛門勢なり

澁谷 九兵衛 九右衛門弟なり

上原 伊右衛門 傳に出前の

天和 山崎 半三郎 法名宗有竹家町に住す今の半三郎祖父なり

庄村 喜右衛門 古小路町に住せり鐵屋といふ

服部 太右衛門 法名是有中島町に住す京屋と云今の太右衛門曾祖父なり

吉田 小兵衛 法名可休立町に住せり傳に出

伊藤 惣右衛門 三笠屋五兵衛曾祖父なり傳にみゆ

神屋 貞右衛門 法名真貞前の市右衛門孫也

延寶 山崎 藤兵衛 對馬小路町に住せりかめや治兵衛祖父也

高木 又七 中嶋に住せり紙屋と云今の二口屋が居宅なり

元祿 白水 惣右衛門 傳に出今の長右衛門曾祖父なり

吉田 治右衛門 實は淨悅が弟也惣讀とす後六郎右衛門と改

庄村 三左衛門 實は淨悅が弟也惣讀とす後六郎右衛門と改

嶋井 善兵衛 法名宗悦古小路町に住鐵屋と云宗悦が子なり

樋口 長助 中嶋町に住川口屋と云

日吉 六右衛門 小山町に住せり家號川口屋本家斷絶今の丸崎屋惣五郎祖父小兵衛が兄也

元祿 笠 治右衛門 今の丸崎屋惣五郎祖父小兵衛が兄也

鶴田 甚右衛門 前の次右衛門子なり

上原 甚兵衛 前の伊右衛門子なり

谷 三郎左衛門 前の三郎右衛門子なり

神屋 庄兵衛 奈良屋番に住長谷屋と號今の勝右衛門祖父なり再役を務めり

高木 又五郎 中島に住後長右衛門といへり紙屋又七一族なり

高松 源右衛門 錢屋と號西町濱に住せり高松三郎右衛門父なり

山崎 孫右衛門 古溪町に住宗有が長子也法名宗徳と云初名惣兵衛

石城 志 卷之十一

人 事 下

白水 八郎左衛門 前の惣右衛門子也

庄村 喜左衛門 法名淨甫前の三右衛門が子也後に次郎といふ俳諧に名あり東雷と號

寛永 前田 久右衛門 丸屋と云土居町上に住今福岡十一屋市次が實父なり

伊藤 惣兵衛 前の惣右衛門子なり

服部 藤兵衛 法名常藤中嶋町に住京屋と云り今の服部快育が父なり

樋口 藤五郎 法名一祐錢屋と云店屋町に住再役又延享の頃一年番務む社内と云り

服部 太右衛門 後助右衛門と云是有が子也

神屋 市左衛門 後善四郎と改今の一二是也

日吉 六右衛門 前の六右衛門子なり

享保 笠 小兵衛 鳴海屋と云後丸崎屋と改む東町に住再役をたつとむ

伊藤 太治右衛門 難波屋と云大乗寺前に住せり家斷絶

望月 庄右衛門 蠟燭屋と云麴屋番に住今の六右衛門父なり

樋口 伊右衛門 後長介と改前の長介が子なり

相部 六郎兵衛 掛町に住

伊藤 源右衛門 後千右衛門と云前の惣兵衛子にて今の三笠屋五兵衛父なり

神屋 善助

前の正兵衛嫡子なり

高松三郎右衛門

前の源右衛門二男也盛松屋と云四町濱に住

柴藤 善左衛門

釜屋番に住後善左衛門と改

寛保 相部 卯右衛門

前の六郎兵衛子なり

田中 六兵衛

立町濱に住今の六右衛門父なり

延享 原田 伊右衛門

松浦屋と云川端町に住今再勤

磯野 五兵衛

大乗寺前に住今の釜屋五郎兵衛父なり

入江 理右衛門

土屋と云須崎町に住前の入江久兵衛養子婿也

樋口 孫右衛門

永樂屋と云樋口伊右衛門弟也

寛延 服部 助左衛門

前の太右衛門子なり

神屋 正左衛門

前の善助弟にて今の勝左衛門父なり

寶曆 神屋 正兵衛

湊屋と云魚町上に住前の神屋庄兵衛外孫なり本姓横濱氏

元文 松 永徳兵衛

店屋町に住今徳兵衛養父也

井本 正左衛門

綱場町に住す川崎屋と云

入江 久兵衛

赤土屋と云對馬小路下に住今の久左衛門父なり

神屋 宗次郎

前の神屋正左衛門子なり

寛保 柴藤 小兵衛

前の善左衛門子也再役

松 永 瀬 助

前の松永徳兵衛養子婿なり

肥前嶋原一揆蜂起の時、忠之公、台命によりて江戸より直に御出馬あり、博多年行司も、兼て二百石の拜祿あるにより、今度軍役の部に入れり。於是、同列の内より四人闕當りにて、逐日嶋原の御陣營に到れり。忠之公、是を聞き召れ、其來れる所以を近士に問玉ふ、近士實を以告奉る、公、喜ひずして宣はく、若世間に、商家の者どもを戰場に具したりと風聞あらば、後年まで弓矢の瑕瑾なるべし、思ふに彼等は定て陣所機嫌伺の爲來れるならん、酒食を興へて早くいとまをとらすべしと宣ひ、則御前に召されて、恩言をし下玉ふ。四人の者ども君命を拜謝し奉り、三四日滞留して博多へ歸れり。其

外御恩顧の町人數輩、御陣中御見舞として嶋原へ往けり。此時、高政公より町奉行佐谷五郎太夫へ被下し御書に云。五郎太夫 俊直と云

博多津中より

忠之公爲御見廻總名代に吉田宗甫大村道仁前孫右衛門中野彦兵衛太田宗春參候に付吾等へも樽一荷飾一折昆布一折被指越大慶存候惣中へも能々禮被仰可給候將又末次宗得大賀善兵衛徳永宗伴高木五郎右衛門神屋左太夫爲御見舞被參候付我等陣所へも被參銘々色々持參有之候於此地禮申候へども其元にて能様に可被仰候猶期後音候恐々謹言。

二月十一日

黒市正

高政華押

佐谷五郎太夫殿

御宿所

かくて嶋原御歸陣の後、同役中相議しけるは、商家の身として戰場の御供にまいる事、かへりて憚なきにあらず、畢竟地所拜領致し居る故也とて、右の地行辭し奉りけるに、則御許容あり、只今まで十人にて輪番務たりしかども、此以後六人にて相勤べきとの仰を蒙れり。右知行二百石の代として、年々銀子二貫目、并運上銀の内より二貫目、都合四貫目を賜れり。然るに、正徳の頃、四貫目半減となりしが、享保年中、右役料をとらめ、一人前に銀七百五十目宛賜ふ、尤御朱印に對せられ、年番兩

人には、四百目増役料ありて、都合九百五十目を賜ふ。延享の初め、六人の内二人減しられ、四人となる。又、役料銀を止られ、年番に十人扶持、非番には八人扶持を賜はる。同三年、右御扶持米を止られ、最前の如く九十目宛賜ふ。但、福岡年行司は七百五十目也。其後、四人の内一人減じ、寶曆八寅年、又一人減じて、今は兩人春秋交代して年番を務む。正月二日、年賀の爲、福岡登城の時は、博多惣中より献上の品々、年行司兩人持參して是を奉る。此故に、其日は挾箱を持せ、惣代兩人麻上下にて相従ふ。寶曆十二年の年より惣代役をさしめらる。或云、當時長崎の大年寄は、博多の年行司に準じて立られしなり、故に、末次宗得が弟、平藏を彼地に召て、年寄役となし玉へり。二代目の平藏、公禁を犯して家絶たり。

貨物商并投銀作銀

抑此津は、往古より唐土舟の着し處なれば、數萬の民戸所せく立並へて、肆には珠玉金繡をつらね、室には異果珍器を集め、聞馴ぬ絲竹の音耳を悦ばしめ、見もしらぬ飲食の味口に饒に、樂みを求めるに華洛を羨ウラヤざりしに、天文の頃かどよ、大内義隆、勘合船を大明に渡海させられしより、唐土船のみかは、戎蠻夷狄の商船まで、博多を改めて、中國の地に入津せしめらる。又、豊後の大友義鑑、其勢ひ九州に盛んなりければ、華夷の舟を悉く豊後の府内に入津せしむ。是によりて豊府の繁榮、都にも劣らず、義鎮の代になりて、一とせ、府内に赴く唐船數艘を、中國より押へて、赤間關に着しめしに、其頃、毛利・大友・不和なりければ、義鑑大に怒て、夫より壹岐・對馬・五嶋・平戸に番船を付置て、他

國に入津する事を許さず。其後、年を経て、豊後の臼杵・肥前の嶋原・口の津・福田・横瀬・等にも着岸せり。一説に、永録五千戌年、津の内戸町といふ浦に入たりと云。元龜二年より、今の長崎に来る。されば博多も次第に衰へもて行て、昔にも似ずなり侍りぬ。されども、猶富家多く、且、唐人との交易に馴ぬる故にや、博多より長崎に至りて、買賣せる輩多し。ナツガキ擲銀とて唐人・紅夷・等に銀子を借置て、年々に其利を取事あり。嶋井・勝野・澁谷・高木・御手洗・末次・等也。唐人・阿蘭陀の證文、其子孫の家に傳來せり。其中、一二をあらはす。紅夷の手形は横文字なればよめず。

一立借人南京紅主汪美之三官今借得丁銀伍拾兩約來年紅到之日加利四拾兩共合本利丁銀九拾兩正朱印其銀約紅到之日本別一足送还不致爲悞立此借証存照。

寬永十五年九月十四日立借人南京紅主汪美之三官華押

中野彦兵衛殿參

正保三年四月廿三日胡瑞宸付還本丁銀登拾兩正其後之銀與胡無涉此。批口

此三百目之銀子戌七月廿八日に慥請取申候

封紙に

寬永十五年 宿田中吉右衛門

南京船所みちい三官にかし 中野彦兵衛殿

一借丁銀貳佰兩正付往東京經統候六月口字本船到日本長崎港之日加利銀壹佰拾兩正合母利參佰拾兩正

紅一本船に作る

一足送还不敢少恐一無憑立字爲照丁。

元和四年正月廿九日

立字人 濱泉

末次與兵衛殿參

又糸貨物・平貨物といふて、銀を取事あり。大賀惣右衛門・同善兵衛・同九郎左衛門・伊藤小左衛門・勝野次郎右衛門・澁谷九兵衛・末次與兵衛・中野作左衛門・西村増右衛門・等九人糸貨物也。ひら貨物は、長崎に異船入津のはじめ、公用のため出銀せし輩に、年々賜る利息也。たとへば、壹貫目出せしには、則壹貫目の利、拾貫目には則拾貫目の利にて、下割府といふ事は、五六百目なり。年々八月朔日に、長崎の役人中へ謝禮に往けり。八期銀とて、役人に遣はす事あり、今も同じ。糸くわ物の頭取は、末次與兵衛、平貨物は濱小路町峯市郎左衛門、中嶋町帶屋與兵衛也。此事、元祿のはじめまではありしとかや。平貨物手附は中間町六右衛門一小路町上孫三郎也。

博多割符割付の覺

一 銀七貫五百四拾目四分 辰の年大割符十二丸半の増銀但目録別紙に在

右の割符

末次氏障有て當時改たるなるべし

- 一 銀壹貫五百拾壹匁
- 一 同壹貫五百拾壹匁
- 一 同壹貫五百拾壹匁
- 一 同壹貫五百拾壹匁

- 中野 藤兵衛
- 大賀 惣右衛門
- 伊藤 小左衛門

- 一 同七百五拾五匁五分
- 一 同七百五拾五匁五分
- 一 同參百七拾七匁七分五厘
- 一 同參百七拾七匁七分五厘
- 一 同四百六拾六匁五分
- 一 同貳百七拾貳匁五分
- 合七貫五百參拾八匁五分

- 中野 吉左衛門
- 勝野次郎左衛門
- 大賀九郎左衛門名代
- 大賀善兵衛名代
- 澁谷九左衛門
- 西村増右衛門

承應元年辰十月廿日

右京大坂・堺・長崎・江戸・其外合十六ヶ處、人數高四百七十九人、銀子高貳萬貳拾八貫五百目、但、大分・中分・小分・の三位あり。寛永十一年戊五月廿七日、糸割符博多分、十二丸半とあり。是は投銀、はじめは正銀にて利を取しに、後御停止にて、右貨物を取ける也。是も亦貞享の頃止ける也。

一博多糸割符相止事、末次與兵衛・中野作左衛門・長崎へ參居、十一月二日、後藤正左衛門宅に被召出、堺へ被下候御糸の内、廿九減少、分國中御糸割符、來年より不被下旨、被仰付有之由の飛札、同九日の夕到來す。其返書の内、元來於平戸、御糸割付被仰付候節、糸類積渡り申候へども、其砌は日本にて、糸細工不調法に候故、積歸り申分に被仰付有之候へども、杳々積越、無下に積戻候段、迷惑に存、異人御願申上候に付、無據被思召候て、御公儀様より被召上、其後、罷下居候商買人の銀高に應

じ、右の糸割符被仰付、御買せ被成候、右の次第に候へば、別て迷惑に存候得共、枉被仰付、年々買取申候。然所に、日本の糸細工段々仕覺、糸も重寶に罷成、其節、右の功と被思召上、爲御褒美日本國の商人・異人・相對し此間の文 本書不分 古老の者覺居申候、逸々被仰談、再上御歎の御訴訟被指上可然存候、尤、長崎斗にて訴訟事調不申候ば、御指圖次第、乍憚多義、江戸へ罷越申上候様に、分國中御相談專と存候、長文故上下路。大賀善兵衛・同惣右衛門・勝野紹延・大賀了竹・澁谷九兵衛・鳴井貞室・四村十右衛門・七人連判、末次中野兩人へ返候也。

當時御扶持人

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 一 五十人扶持 | 大賀甚次郎 | 一 五十人同 | 大賀善右衛門 |
| 一 六人同 | 神屋市兵衛 | 一 四人同 | 竹若惣左衛門 |
| 一 四人同 | 竹若伊右衛門 | 一 三人同 | 竹若市左衛門 |
| 一 三人同 | 嶋井善兵衛 | 一 三人同 | 末次與兵衛 |
| 一 三人同 | 松屋利右衛門 | 一 二人同 | 椿屋金作 |
| 一 二人同 | 柴藤小兵衛 | 一 二人同 | 磯野孫右衛門 |
| 一 二人同 | 山際九兵衛 | 一 二人同 | 山師卯右衛門 |
| 一 二人同 | 米屋魚遊 | 一 二人同 | 炭屋武右衛門 |
| 一 三人同 | 索麩屋彌次郎 | 一 三人同 | 釜屋五次兵衛 |

石城志卷之十一終

石城志 卷之十二

津田元願 校定
男 元貫 編錄

雑著

此卷には、本編に遺漏せる所を、門類の差別なくしるし侍る、後來かいつくへき事あらば、猶此先にあらはし侍るべき也。

名勝詩集博多八景。見三神屋立軒 西深指南。

香椎暮雪

釋鐵菴

箱螺自_二白馬邊_一斷。天地都無_二一寸青_一。歸棹只隨_二夕陽_一去。戴家何處到_二吟扇_一。

宮崎蚕市

行盡松蔭沙嘴路。路頭盡處到_二江湄_一。東邊賣了西邊買。落日晚風吹_二酒旗_一。

長橋春潮

飢虹偃傍_二春霏_一飲。人蹈_二飢虹_一飲所行。湍雪潭濤伍員恨。不_レ知何日得_二澄清_一。

莊濱泛月

地角天涯行遍了。又於西海盡頭遊。桂枝露滴望東眼。屢氣薄時看白鷗。

志賀獨釣

未羨韓彭與漢室。豈謀利祿廢清遊。扁舟一葉滄波上。載得乾坤不究秋。

浦山秋晚

三十年前貪勝槩。幾回飛夢落烟巒。而今老倒看圖畫。兩鬢秋吹霜後山。

一崎松行

山奔海口逐奔鯨。激起秋濤月夜聲。欲問巢松孤鶴夢。霜芬千載石根清。

野古歸帆

晚樓極目水天寬。雲影收邊山影寒。杳々遙競泛鳧雁。梨花一曲過漁灘。

今俗所謂博多八景

濡衣夜雨。箱崎晴嵐。分杉秋月。奈多落雁。博多歸帆。橫岳晚鐘。龜山暮雪。名嶋夕照。

七小路 一小路。中小路。金屋小路。奧小路。古小路。濱小路。對馬小路。

七厨子 奧堂厨子。普賢堂厨子。瓦堂厨子。萱堂厨子。脇堂厨子。金屋町觀音堂厨子。赤間町文珠堂厨

子。片土居町を云

七堂 右七厨子の内、觀音堂・文珠堂を除て、辻堂・石堂を加へて、是を七堂と云。

七口 濱口。象口。龍口。川口。堀口。蓮池口。渡唐口。

七流 吳服町流。東町流。西町流。土居流。須崎流。石堂流。魚町流。

七觀音 大乘寺。妙音寺。觀音寺。龍宮寺。聖福寺。乳峯寺。東長寺。右の寺に在、其寺の條に詳也。

又、里俗の説に、博多の町の縦横は、七條の袈裟に表せりと云。

圍圍 慶長年中までは、須崎町上に在。則今山伏の居宅也。其後、古門戸町繼所に移さる、今は福岡

橋口町にあり。

制札 初めは土居町・掛町の辻にあり、後、橋口町今の所に移さる。

作出町 辻堂口の門外に在、家數廿七八軒あり、其初め、博多より家作せし故、町に屬しけるが、延

享四年、公裁によりて郡地となり、寛保二年、再び町に屬し、寶曆十二年、又郡に隸せり。堅粕村

抱にて、犬飼分の田畠を耕す者多く住す。表口間數百七間 貳尺九寸五歩

辻村 むかしは謝國明がしるしの楠ある邊に在しと云、又堀口村は立町にありしとかや。今は兩穢多村

ともに、川を隔て松原の中に移さる。貞享五年七月十四日、石堂町邊の者、穢多を相手に喧嘩せしが、

其復讐とて、一小路町上番、索麴屋孫三郎といふ者、主張となりて屠兒を擊殺す。於是孫三郎斬罪せ

寶曆三年十二月より春にかけ御笠郡關屋川舟を以て米積下す一艘に付米三十俵宛米揚場川端松浦迄米一俵に付米七合（長野日記）

らるべかりしに、黒田三左衛門一貫、上訴して一命をたすけられぬ。孫三郎、既に立町濱斬罪所に引出されて、刀下にありしに、福岡より馬を飛せて、扶杖を持来りしかば、萬死に一生を得たり。孫三郎深く此恩を感じ、一貫卒せられ、崇福寺正傳菴に埋葬ありける夜、同寺に至り、片陰に蹲りたり。傍人あやしんで其故を問ふ、孫三郎乃しかく所の由を語り、殉死に志を決せりといひけるを、衆人頻りに是を制しける故、則髪を剃て僧となり、墓前の洒掃をなして生涯を終ふ。此故に、黒田家より、其子の孫三郎に至るまで、扶助をあたへて家僕に準せられしが、後故有て扶持を放たる。○享保の中頃、松原小崎に於て、阿州分徳長左衛門坐^{アツツ}、孫三郎乃しかく所の由を語り、殉死に志を決せりといひけるを、堅く是を制しければ、大に憤り、多勢を催して、未明に芝居に亂入す。おの／＼竹鎗及び斧鎌等を携ふ、傀儡師等は悉く逃去ける故、木偶^{ゴキョウ}并に諸道具等残らず撃擯きて歸りけり。此由公に訴へければ、則穢多ごもを糺明ありけるに、延寶三年卯四月廿日、江戸長吏頭彈左衛門より、肥前長吏頭助左衛門へ遣はしける狀の寫をさし出して、彼等手下の分として、慮外の舉動有之によりて、斯の如しと申す、其狀に曰。

一今度公家の内、久我殿、京都の坐頭の内、五老檢校江戸へ相詰、公事の沙汰專也。未理非分明の刻、拙者改旨有之、罷出、代々所持仕候、欽明天皇の御朱印、并武家にては頼朝公の御判式の證文、御公儀様へ指上、先例一二申分候處、五老檢校岩船惣平家坐頭を始、一切道の者、拙者手下に被仰付者

也。依之、今度京都より江戸へ相詰候五老檢校、夜逃上京仕候、將又、於江戸金剛太夫勘進能申請、御公儀様より御下知を以て、芝居棧敷舞臺等迄相調候へごも、拙者ごもへ不遂案内故不免之、然處に、太夫誤の通盡理、依遣一札免之、當四月に勸進能始候、在々にても、勸進能有之候節は、長吏に太夫より遂案内作法勿論也。

一平家座頭にても、太夫にても、募權威、長吏に不届、令亂法之族於有之は、在々處々吟味可有之候、御公儀諸道師、長吏の可爲下旨、頼朝公の御判御覽被爲成、廿九座以下如先例被仰付者也。

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 一番 長吏 | 二番 平家坐頭 | 三番 舞々 | 四番 猿樂 |
| 五番 陰陽師 | 六番 砂官 | 七番 土鍋作 | 八番 鑄物師 |
| 九番 辻賣 | 十番 猿廻シ | 十一番 鉢控 | 十二番 縫師 |
| 十三番 弦師 | 十四番 石切 | 十五番 土器師 | 十六番 放下師 |
| 十七番 笠縫 | 十八番 渡守 | 十九番 山守 | 廿番 青屋溝立 |
| 廿一番 筆師 | 廿二番 墨師 | 廿三番 關守 | 廿四番 一錢刺刀 |
| 廿五番 師々舞 | 廿六番 箕作 | 廿七番 傀儡師 | 廿八番 馬公郎 |
| 廿九番 傾城屋 | | | |

湯屋・風呂屋・傾城屋之可爲下、人形廻の類、猿樂の下に付、雪駄・皮細工・並、膠繼之類は・右

廿九坐之可爲下。

系圖之長吏、未二月に、鎌倉之住人藤原頼兼、禪右衛門へ仰出者也。此趣を以て、西國の長吏中に可有披露者也。

右の書付指出れども、不法の罪逃かたく、此度張本たりし屠兒は、悉く嚴科に處せられけり。

對馬藏屋舖 天正十五年丁亥、秀吉公、西征の時、對州より宗對馬守義智、箱崎の陣營に到りて拜謁す。然るに、薩摩國出水郡は、宗氏の領地なりけるが、遠境にて便利ならざるべしとて、肥前基肆、養父、の二郡を代地に賜ふ。此時、乞に依て、冲濱の中、方三十間の邸地をも賜りける。然は、對馬小路といへるも、町割ありし初めよりの名なるべし。

秋月藏邸 妙樂寺町濱邊にあり。此所はもと、大學院が屋敷の内なりしを、秋月君より御望みあるに より、さし上げること也。はじめ、大學院梅榮といへるは、肥前唐津の修驗也。故ありて本州志賀島に來り住せしが、其頃は切支丹寺の跡にて、奇異の事のみ有けるにより、長政公、梅榮をめさせられ、汝行力を以て、妖怪をどいむべしと仰ありければ、畏て丹誠をこらし祈りける故、其後は絶て奇怪の事もなかりけり。是によりて同所を渠に賜り、永く丁役を免除せしめ玉ふ。夫より、千手院友雪、始覺院梅宿、納受院梅榮、今の始學院梅春に至る。

博多城壁 石、或は瓦を土に築きこむ故最強し、神屋宗湛より始めりと云。

博多間、長六尺三寸を六尺にして、横立ともに短し、上方にては田舎間と云、是も宗湛が傳也。簡便なるをよしとせり。

博多壁貫をはさみ、竹るつりしたる也。

興屋所 富商の家作に、床を前低くして、奥に一段高き處あり。是はむかし、天智天皇、此津に行啓ありし時、御轎のつかへたりし故、前をひきく作れり、其餘風なりとかや。

辻井土 貞享三年改、五十二あり。

から風呂 同年六月廿一日、津中拾軒に定らる。今漸壹軒になれり。

博多隠語、宋朝の人数へたりと云、商家今に用ひ來れり。一 二 三 四 五 六 七 八 九 十。

長崎の手合も此類也。

京屋借家 新川端町河岸、表口四十八間五方也。此所、はじめは家居なかりしに、願によりて年行司六人に賜りしを、太右衛門又一圓に買取て家を建たり。此故に太右衛門借家と云。延寶八年申十月廿六日、年行司末次太兵衛、勝野次郎右衛門、山崎藤兵衛、庄村喜右衛門、吉田小兵衛、より、服部太右衛門へあてたる書ものあり。今の太右衛門曾祖父也、法名是有といへり。

姫路屋借家 川端町橋より南、川添の長借家を云。姫路屋利右衛門、井上 上座川より中島川へ新川を堀つけ、川舟自由に通行せしめば、永代國家の利益なるべしと思惟し、廳所に告てみづから數百

「スツテウナイ」入などいふは一も二も無き無下なる人云ふ事なり一をスツテウナイ云ふ事にて人を打つを「ケンコツ」にて打と云へるは五骨なるべし。

數を取りて勝負を争ふに双方同數の事を「タメ」といふは双方四ツにて合せて八ツなるより出たる言葉なるべし。

金を費し、一年余り人力を盡しけれども、終に事成就せず。此時、川端に表口三十間の藏地を賜りけるを、後に小借家となせり。此故に諸公役免の處也。新川を掘しは、寛文中の事と云。其後、鍛屋が抱屋敷となり、又、春吉松竹屋が抱屋敷と成しに、近年は銘々割屋敷として住す。水車 櫛田の裏町七軒屋より、春吉へ至る橋の側に、水車あり。寶曆四年、鯉町油屋市右衛門、初て是を造製せり。

紙屋借家 須崎横町也。もと町奉行の飯屋敷なりしが、後に中島町紙屋又七が抱地となれり。此故に、紙屋借家と云。善次郎が代に至りて、沽却せり。本宅は今中嶋の二口屋が家也。此處には、手代六右衛門といふ者をして、酒造せしめり、中島屋と号す。其頃、宇治橋の三の間の水を取寄て、八重塩路といふ酒を作れり。事は土産門に詳也。又七が此處を買取しは、貞享五年丑十月にて、町奉行頃山七兵衛居住せし頃也。

表口拾參間半 豊臣太閤より御免許地、永く丁役を除かる。神屋宗湛、嶋井宗室、此時屋敷を賜りしは右兩人、並に末次宗得一小路町中、高木宗善濱口、高野道仁一小路町末次東隣、勝野了浙上東側、鶴田宗悦典小路也。長政公より御免許、表口三間、吉田宗富鏡、表口四間、大鍛冶屋金屋小路、表口〇〇犬飼村庄屋也。一博多、袖の湊、荒津、などよめる歌は、地理門に僅二首あらはして、餘は先書にゆすり侍りしかど、他所をかうがへ侍らんも、いたづがはしかるべければ、今又此處にしるし侍る。

堀河院百首

うな原や博多の沖にかゝりたるもろこし舟にときつくるなり

夫木集

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

兼昌

國基

隆深

慈鏡

俊頼

光俊

有家

爲宗

徹書記

草根集

名残だに浪にやぬらす唐人の袖の湊のあけのそは舟

二〇七

幽齋

同

同

烏丸光廣

式子内親王

定家

前大納言

忠良

前大納言

爲定

惟宗忠宗

後深草院

少将内侍

中臣祐清

津守國介

從二位

行家

國介

立出る袖の湊の夕すゝみかたしくほどの浦風そふく

いざさらばともにぬらさん旅衣袖の湊の波のまくらに

日も暮ぬいざ船よせて寝もしなんひしきものには袖の湊を

わが泪袖の泪となりならんむなしき舟もまたやうかぶと

我がたによるよき舟はなかりけり袖の湊の名はたのめども

かげなれてやどる月かな人しらす夜なくさば袖の湊に

千鳥なく袖の湊をとひこかしもろこし舟のよるの寢覺を

戀わぶる袖の湊の波まくら幾夜うき寢の數つもるらん

いかにせんもろこし舟のよるかたもしらぬにさは袖の湊に

浪越る袖の湊のうきまくらうきてもひとり寢をなかれけり

思ひつゝいはぬはいとご心のみさは袖のみなどなりけり

しられじな袖のみなどによる波のうへにはさは心ならねと

泪そふ袖の湊をたよりにて月もうきねの影やごしける

年月は泪のさはぐ我袖のみなどや戀の泊りなるらん

昔間なき涙の袖のみなどにもさはぐは人のよるべなりけり

幽齋

同

同

同

式子内親王

定家

前大納言

忠良

前大納言

爲定

惟宗忠宗

後深草院

少将内侍

中臣祐清

津守國介

從二位

行家

國介

うとかりし唐土舟もよるはかり袖の湊をあらうしら波

たがためもうき名は立じせき絶て袖の湊は波たかくとも

波の間に人にはつげよ蛋小船うらみにさは袖のみなどを

したさはぐたか瀬の川の波間よりかすむや袖の湊なるらん

哀いかに唐土舟も夜の霍のなく音にさは袖の湊に

思ひをく袖の湊の浦ながら唐土ばかり遠津船人

海士小舟よるかたもなし涙せく袖の湊は名のみさはけと

こぎ歸る袖の湊の海士小舟里のしるべもたれかおしへし

人しれぬ袖の湊のあた波は名のみさはけとよる船もなし

おなしくはもろこし舟もよりなゝんしる人もなき袖のみなどに

後世濡衣をよめる歌九首餘は追而可考之

かきくらしことはふらなん春雨に濡衣させて君をとどめん

花のもさにてほごなくちる事など申ける頃

春くれは咲てふ事を濡衣にきするばかりの花にそ有ける

なき名たちける頃

信實

頼阿

前大政大臣

源家長

醍醐入道前

大政大臣女

後醍醐院

よみ人しらす

貫之

同 夜ごゝもにわがぬれ衣となるものはこふる涙のきするなりけり よみ人しらす

新古今 にくからぬ人のきせたる濡衣は思ひもあへず今かはきなん

あやしくも我ぬれ衣をきたる哉三笠の山を人にかられて

六帖 いかにせん身にはきなれぬ濡衣のほすべきかたもしらぬ袖かな

同 まことなき名にたちながら濡衣のきては袖こそかわらざりけれ

同 露時雨何につけたる濡衣ぞそのゆへしらはほしもしてまし

天か下かはけるほどのなければやきてし濡衣ひるよしもなき 菅家

一千宗易、瓢の花入を作りて宗満に贈る、是をうかぶ瀬の花入と云。

尙々むつの守殿より所盛候へども

うかぶ瀬の花入出来いたし候他に差し候はゞ貴老しねといのらんもおそろしく送差候

やくそくに任せ遣候

月 日

宗 満 老

利 休

此花入、今、肥後國八代、長岡帯刀家珍となれり。いかにして傳來せるにや、神屋一二、同國に往し時、此説を聞りと云。

初音といふ琵琶本朝無双と雖も左に非らず琵琶の名物は弦上牧馬井手渭橋良道元興寺などこそ古より天子の御物にて最も名器と稱すれ次では蟬丸が無名是等は本朝無双と云ふ可けん拾芥抄に出たる名物松風は和琴にして延喜九年目錄十三面の中なり又琴にも松風といふありて承平四年名物七張の内なり本文に言へるは琵琶とあり松風と名附る琵琶の名物古書にいまだ見ず。

色定法師と安覺とは別人年代も相違ず色定は宗像神社の座主兼祐の子にして榮西の俗弟にも亦た法弟にも非

一熊本氏が古説拾送に、初音の琵琶とて、本朝無双の重器、西町中の上に住せし常都といふ座頭、是を所持しけるが、後は大賀が家に傳りしと聞りと云。今按に、松風といふ琵琶は、もと小河檢校小河傳右衛門秘藏の名器なりしが、後、博多の商家の手に渡り、又大賀が許に在しを、故ありて安川檢校に與ふ、檢校死後、妙樂寺に寄納せりと云。初音の琵琶、大賀が家に在しといふは、此誤にや。又、別物にや、いまだ詳ならず。

一色定座主津中勸化の事、博多古記録に在。按に、色定名は安覺字は良祐、聖福寺開山千光國師の俗弟にして、備前吉備宮の神官王藤内が兄也。此僧、入宋して、文治五己酉年歸縣、其舟本州宗像郡江口に着岸す。大官司氏國に相見して、宋國の風俗及び佛法繁昌の物語りせしに、氏國歸依の志を發して、一字の精舍を建立す、香正寺と云是也。安覺をして住職たらしむ。寫經の功德を聞るによりて、其頃、千光國師宋朝より傳來せし、大乘經律論の正本、博多の聖福寺にありけるを以て、書寫せしめらる。安覺諸國を修行するに、案を頸にかけながら、諸人に寫經の力徳をすゝめ、一紙、半紙を受て書寫せり。故に、此經の紙、一列に揃はず、精・粗・おのづから相半す、三十何年を経て功を終たり。承元元年十二月十六日書畢、田島宮の傍に文庫を建て是を納めり、今猶存せり。是を以て考れば、津中勸化といへるは、此時の事なるべし。又鶴林玉露といへる中華の書にも、安覺がもろこしにて寫經せし事を載たり。

らず勿論吉備宮の神官王藤内にも何事縁故あるものに非らず斯かる謬説の出しは何れも杜撰なる宗像記の記事に淵源するものにして且宗像氏國の爲に全部を書寫せしが如く傳ふるも大なる誤なり(香正寺さあるも興聖寺の誤)又た三十餘年を経て寫經の功を終へたりと爲すも誤りにて二十九歳の時筆を起し七十歳にて一切經五千〇四十八卷書寫の大業を卒へしものなり詳細は筑紫史談第九集及第十集に七百餘年前一筆書寫の大藏經及び色定と安覺と題する事稿を掲げ置たり。

(水城)

一魚町上番に、星之介といふ者住せり。唐土に渡りて一國の主となりしと云。寛文中、日本に援兵を乞たる書翰來りしかども、江城に於て、衆議一決せずして遣はされざりしかや。星之介が伐從へし國の船印は、三星を付て長崎に入津せし也。又、一族の者に、毎々音物を贈れり。其子孫、長崎に住す、鍛冶屋町山村四兵衛、并居今博多町山村小兵衛也、同人享保の頃、博多に來り遊ぶ、星之介が裔也とて、先祖の墓所住吉妙圓寺に詣、古墳等を修補せりと、古説拾遺にしるせり。今按に、寛文の頃、援兵を乞たるは國性爺也。星之介も其部將なりしにや。魚町東側の入棟瓦屋は、大和屋とて、山崎正右衛門といふ者二代住居せり。其後、彼はあるじ定らず、近來湊屋正兵衛酒造す、是則星之介の宅址也といひ傳ふ。又、金屋町に星之介といふ角力取あり、對馬侯の抱になれると云、同名異人としるべし。

一宗像記追考云。博多番匠日高與右衛門宗吉、棟上當日任隠岐守、天正六年丁丑五月廿八日、又云、博多津中、道場僧・金師・小工・二人、御祝銀子千百目、一面大工に遣之、十文目、帶一、長元小工遣之。

一天正廿壬辰十月晦日、豊臣太閤、神屋宗漢宅へ入せ玉ふ。詳に前にしるし侍る、其時の献立。

御膳は杉四方淺黄御椀 白著

燒貝 御汁 味噌やき

麩 れりみそ 御飯

二 杉四方

鱧やきもの 御汁 鴈せり入

きすこさへせり合

鶉烙 キントン餅 御口取 松露 椎茸

一博多記曰。延寶二甲寅年、飢饉す。遠賀郡、鞍手郡、殊に甚ふして、老若、男女悉く當市中に來りて乞食す、餓死する者甚多し。此時、谷宗利、承天寺に於て、粥を煮て施行す。大賀宗恩、同惣右衛門、兩家は、聖福寺に於て、飢人一人に付錢壹匁宛施行せり。秋に及びて、村々へ歸りしが、其使もなきものは、博多に留り、松原小崎に小屋作りして住せり。近き頃、公儀より御吟味ありて、皆其村へ歸され、或は町家の召仕となさせらる。此年、博多に貳千俵、福岡に千俵、御救として賜る。町奉行長濱四郎右衛門なり。

一延寶八年庚申、大に飢饉す、餓死數多あり。公より銀子貳貫六百目賜はる。十二月より翌酉正月十日まで、一人に米壹合宛、人數都て千五百拾九人、町數八十町也。此時、米の價、銀一匁に付壹升三合、翌正月十一日より三月廿日まで、又、銀子七貫九百九拾貳匁賜はる。米にして百拾九石八斗餘也、但、銀壹匁に米壹升五合、町數九十二町。同三月廿一日より四月廿日まで、御救米一日壹人

延寶五年六月今年博多福岡疾病流行死亡多し依て箱崎八幡宮警固大明神兩社にて二夜三日護摩を修せしめ箱崎より出せる祈禱の符四千二百五十枚博多津中に配り警固社より出せる符三千七百枚福岡市中に配れり。元祿十六年二月朔日の曉博多彌町より出火し折節西北風烈しかりしかば通筋に焼ける御目附頭町奉行船手火消の役人防ぎけれ

ども風甚しく彌大火に成り大店綱場筋焼失東長寺も風下にて危かりしかば火消御手當有之就中御船手働ければ漸くにして巳刻計りに火静まり町數元町家數百五十軒餘焼失東長寺は恙無りける近來商家も衰微の上火災に逢ひ難儀の体なれども國用不足且綱政公江戸の御留守なれば御救ひの術無し然れども捨置難ければ御家老中御詮議の上壹軒毎に銀三十目宛利足を加へず五年を限り貸賜はる又先年博多津中より當用の銀を差出し置ける御子返濟滯居たる内今度類焼に達たる輩に元利残らず償還し賜はる同年十一月十一

に付糶三合宛、合糶石高百拾石五斗七升八合、此代銀貳貫目餘也。今年、津中疫病大に流行し、死人夥し。官醫白水玄叔、井原慰琢、小野道的、へ公命ありて、施藥せしめ玉ふ。又、壹人に付米二合宛、毎日下し賜ふ。疫氣、夏に至りていよく止さりしかば、箱崎宮に於て、二夜、三日の祈禱を執行せしめ玉へり。座主坊へ銀子十枚、東長寺へ同壹枚、東光院へ同壹枚、大乘寺へ金貳歩、入定寺へ同貳歩を賜はる。右は護摩修行の法衆なるによれり。則、守札壹枚宛、兩市中所別にわがち賜ふ。去ル丁巳の夏も、津中風疫流行す。光國公、是を憐み玉ひて、箱崎八幡宮へ白銀十枚神納ありて、御祈禱せさせられ、御札四千三百五十枚、津中に賜りぬ。年行司へは、御札並に供物を賜れり。町奉行小河傳兵衛、宮内十兵衛也。此時も、白水玄叔に命せられ、貧困の者の病を療せしめ玉ふ。一享保十七年壬子歲、二月の頃より雨天のみにて、四月に至り、大麥、小麥ともに半は腐て熟せず。其後、彌雨降つゞき、五月雨の頃になりぬ、稻苗既に長し、水多ければ、國中の地残らず。うへ渡し、閏五月に至り、稻の出來美しくして、農人悦あへり。然に、六月の中頃より、葉虫、莖虫、生し、段々に國中の田地悉く虫つけり、早田・はやみのり・晚田・漸穂出る頃、又、土中に虫生し、根を食、莖葉の虫も彌増になりて、稻を食ふ。その虫、田地の水に浮て川に流れ出るに、水の色も變するほど也。稻の腐て田面に枯掛たるは、古きわら屋の朽たるを見るが如し。其災、九州・中國・四國。皆同じ、當國田方の檢見を加へられしに、新古の田地四十二萬六百石余損亡し、殘る處は纔かに四

萬三千二百石余のみ。されば、一年の國用空虛せし故、十月中旬、町奉行榎長右衛門、博多の年行司樋口藤五郎、其外、田中六兵衛・赤間屋源右衛門・森口屋長右衛門・赤土屋久兵衛・紅屋九兵衛。彌岡よりは松本屋孫兵衛、木屋久兵衛。米屋源七・等を具して大坂へ趣き、米・銀・を借求む行聖丑二月廿六日相部六郎兵衛も銀子借用の爲さし立。此冬、江戸より損亡の國主領主へ金子をかし與へ玉ひ、らる。又聖福寺塔所廣福菴松峰も十月に上れり。且糶米乏しく飢に及べき者の爲に、大坂御城、其外御譜代大名の城に預け置れし公米を、損亡の國々に國民買取べき由にて、當國には金子貳萬兩を借玉へり。此度國々へ借玉ふ處の金子小判三十七萬九千兩、の歳、御用捨賣の。米の高、凡貳萬參千六百貳拾七石余也。公米漕廻さるに付て、與力淺井藤七郎・鈴木運八郎・荻さしより五年賦。米の高、凡貳萬參千六百貳拾七石余也。野其右衛門・同心數人、福嶋屋・筑後屋・成巳屋・高砂屋に暫く止宿、博多要鎮十、享保廿乙卯八月の記云、大坂町奉行松原日向守殿與力淺井藤七郎・鈴木運八郎・荻耶・同心渡邊織右衛門・青木傳右衛門・已上三人、子の冬より丑の夏迄博多へ滯留せ云々。右の公金・公米・を以て、第一飢を救われ、丑年の田地に力をそへ、家中の扶助、彼是甲乙なく、配當せられ、其不足は上方にての才覺はいふに及ばず、猶又、當國の百性・町人・浦人・の餘貯ある者に課て、國家の危難に力を合せたるに於ては、子孫に至るまで見捨玉ふまじきよしを示されければ、各又、分に應じて銀子を出して、子の冬より丑の年に至りて、銀を出す事凡千參百貫目余也。此内、博多より銀を出す事參百貫目余、子の年の冬は、糶米盡て飢に及ぶ者、國中に多く、連々のいたみ村、又は畜物少き村は、飢人多して餓死に及び、道路に横はり、臥して算を乱せるに等し。いにしへより田畑の損亡は度々ありて、記録にも多くみへたり。近世は、後奈良院の御宇、天文八年、田畑悉く損亡して、

日より國中初て札遣に相成り鎌田八左衛門齋藤忠兵衛惣司たり奉行は犬野惣兵衛白石權右衛門命ざられ大野忠右衛門諸事差圖す引替所箕子町津村屋又右衛門元家なり錢の支配博多紙屋長次郎へ仰附られしに壹人にて御國中の支配行届かず御断申上るに依り津村屋又右衛門麴屋喜兵衛松屋善兵衛奈良屋半七に被仰附

寶永元年十二月二十九日博多立町より出火して家數百五十軒焼失す寶永四年十月十四日公義より諸國札遣停止被仰出五十日限正銀引替る様相違せらる依て福岡博多其外國中十一月二十一日より二十

出日迄に悉く以銀替之同年の夏博多芥屋町船頭甚右衛門同所長松同西町濱水主普四郎三人船一艘に乗組商賣の爲に長州下關より對馬に渡るさて暴風に逢ひ朝鮮國に漂着しける九月二十九日長崎御奉行永井讚岐守殿より長崎に送來り候に付於長崎生國御札の處三人の内長松は大坂の者由申出御疑猶御吟味有之候處於御國他國出之儀御届不申上候に付後日御答可有之やと相考大坂に申上候得共實は船頭甚右衛門姪にて下の關に参り居候を同所より召連参り候福岡鎗屋町伊右衛門と申者の子なる由右三人

御祈禱ありし事、叡山・彦山・宇佐の紀錄にも載たり。享保十七年まで百九十三年になれり。其後も、所により、年によりて凶荒ありしといへども、此度の如くなる西國一同の大飢饉は、百年以來におひて、大老人も聞傳へざる事也。はじめ七月中旬、早良郡、又は其餘の近郷より、農民・男女乞食に來る、其さまいかにも難義なる体にもみへざりしかば、公儀よりは是を制せられしかども、日に増し夥しくなりければ、穀物も次第に高直になれり。十月廿五日より、西村了無今のよし野や發頭に於て、柴藤善右衛門・神屋正右衛門・相部六郎兵衛・等相議りて、西町濱荒木屋が許にて粥を煮て施行あり。四村治八・日土屋瀧六・材木屋利右衛門・主張となりて津中の富家に救米を募り、濱邊に假屋を作り十二月五日より粥を煮、一人に約壹つ宛日々是をあたへたり、此寸志によりて翌丑の春右三人へ褒書を賜ふ。十二月五日より二夜三日、櫛田社に於て津中の祈禱あり。國君よりは國中七社にて、凶年安全の御祈禱あり。同月廿八日より、御救米壹人前三合宛被下、丑正月より御施行壹人前八夕宛の粥也。同廿四日より米三夕宛、三日廻に西濱町日高屋にて被下。五月二日切御施行せむ。同廿六日より御廻米賣坐、福岡名島町鐵屋文右衛門、博多東町成己屋小兵衛處へ被仰付、壹夕に付壹升八夕六才、石に付九拾壹夕壹分四厘也。二月に至り、壹夕に付九合六夕、又、子の冬より丑の春に至り、疫病流行して病死する者多し。在郷には牛馬にも病流行して斃る、事夥し。丑の春に至りて麥のみのりよろしく、四月麥秋の頃、國民漸く力を得たり。然るに、丑の春より夏に至りて、城下の屋敷町にまでも、疫癘甚流行し、士民ともに命を失ふ者多し。國君、猶又御心安からず、段々國中の靈社にて祈禱を修行せしめ、七月四

日には崇福寺・東長寺に於て、死人の追福の爲、又、現世の祈禱、五穀豊饒のために、法事を修せしめ玉ふ。都て子の秋より四民の難義を甚苦勞にし玉ひ、みづからの御身を儉約し、朝夕の饌具も數を減せられ、日夜種々に御心を用ひ玉ひしかば、國老は勿論、もろくの有志等心力を盡して、國用の財費を減省し、専ら仁惠の政を行はれしかば、丑のとしは雨暘ほごよく、麥作をはじめ、田畠の作物繁茂する事、例年に倍し、國中靜謐に、四民安堵の思ひをなせり。詳なる事は、春菴竹田先生の壬子荒政記、及び予が覺書にしるせり。子のとし銀子をさし上、並に大坂にて銀子借したりし者は、丑九月十八日、御館、及び西會所に召出され、御褒賞あり。二人扶持御羽織壹宛、磯野七兵衛・松元屋孫市・銀子壹枚宛・伊藤源右衛門・柴藤善左衛門・同拾枚、樋口藤五郎・同五枚、御羽織壹宛、田中六兵衛・坂口源右衛門・米屋源七・松屋左平・森口長右衛門・入江久兵衛・山際久兵衛・銀三牧若松屋三七・三人扶持・御羽織壹つ木屋久兵衛・金子壹歩宛、西村治八・田邊善兵衛銀壹枚廣福菴正峯。此時相部六郎兵衛は御褒美に洩たり、後貯へ置る處の金子三十兩を寸志に指上しかば生涯貳人扶持をさし出せり、此惣右衛門は天下に名を得し富豪の家也、其頃の惣右衛門は常に音樂を好み呂律に長ぜり、是によりよもこの座といふ三味線の書を著して世に行はる、又學才もありしといふ。此時の當職家老は吉田六郎太夫也。近世未曾有の大凶年なりしかば、國政をあつかりて、甚辛勞せられぬ。町奉行は横長右衛門、岸田瀬兵衛也。横氏大坂の留守は、衣非五右衛門暫く是に代れり。又、子の五月、津中より庖瘡山笠を作り、先、櫛田の社前に昇もて行て、町々を廻る事、祇園會に異ならず。其かざりもま

の者朝鮮漂着の節所の者三十人計り出来り樽糶等を無体に取り押へ手荒に致候故餘議無く善四郎庵下振廻はり朝鮮人に當り疵致候尤互ひの言語不通取方了簡速ひにて手荒の事も出来候朝鮮より通事出會ひ事の上相分り事濟例格の通曉致し候尤外に不勝の儀も無之荷物も不殘積歸り候に付江戸側の上御引渡可被成御國の者に相違無之哉御尋有之早速長崎より申來右三人考察有之候處御國の者に無相違妻子親類宗旨迄長崎御奉行、被仰遣右の者共江戸御伺相濟候迄入牢は不被仰付牢屋の内檢文所といふ所に召置る十

月朔日長崎御奉行より開役に御達右三人の内善四郎は朝鮮人に疵附候に付改て禁獄せられ甚右衛門長松は別條無之に付御引渡被成候間御茶屋に差置同十二月二日荷物をも御渡被成候に付受取長崎より御足輕兩人差添御國に歸るる同月二十九日善四郎差免され無別條御引渡に付受取翌年正月御足輕二人附添御國に歸るる。

た祇園山におさ／＼おとらず、町毎に多くは是を作れり。福岡の町も是に倣て作出せり。此事、閏五月廿九日切に禁止せらる。正徳元年にもかゝる事侍りしとかや。

一博多・福岡・に御用聞と号する町人あり、是は右にしるせる大坂に上り、銀・米・借用せし者、又はわけて其頃功ありし輩、兩市中より十人、此役號を賜はり、年行司の格に等しからしめ、間御財用の事を與聞しめ玉へり。追て交代して務けるが、寶曆十二年、此事を止らる。

一慶長の頃までは西町東側に藏屋敷あり。大坂より山中山城守・山口玄蕃允、其他下向の諸役人は、此館に居れり。神屋宗湛日記云。慶長元年丙申十一月十五日朝、山口玄蕃、藏本にて御會、栗屋四郎兵、隆景様より御使者也。玄蕃満足がりて、吳服町より入口を明、門には年繩をはりて、其入口を茶屋として、頓籠には鐘子をすへ、澁團扇を立並べ、三方の手懸米を敷、昆布・かち栗・此茶屋坊主に宗湛なりて賜候へとの無理に任せて居也、其奥を鞍馬になし、僧正が谷と名付、天狗の繪なご押付て候、御茶までは數寄屋也、相伴は宗湛、宗室、兩人、其後書院にて、若狭太夫に能五番被仰付、脇、吳羽也、此時玄蕃、機嫌能事不淺、二番に忠則仕て、其仕舞をば玄蕃の前によりて仕也、是より機嫌悪く、坐中は不興也、扱高砂の切そと舞て置也、前日に太夫に引出物として、銀子拾枚・小袖・其外それ／＼に定め被置候へとも、無祝言の能とて、氣違て米貳石の折紙になる也、おかしきとの事也。(下巻)

一續風士記云。比惠川・那珂川・の間を中島と云。又、熊本氏が説にも、博多を中島口と書り。今の地理分野を考るに、矢倉門の裏手より、比惠村犬飼分の田家に、いにしへの町の名残れるは、疑ふらくは此あたりに一邑ありて、博多の廓外の人寰なりしなるべし。中島犬飼といふも、其時の古名なりしにや、あながちに博多の舊地とも定め難し。

一辻堂若八幡の境内に、三把原小路といふ名あり。世に語り傳ふる處いぶかしき故、是を略せり。一魚町下番に女巫あり、石体の幸神を祭る故に、此町を幸の番と云。土人の云、寛永年中、石体を試に掘けるに、深さ貳丈余に至りても、猶其隈りを知らず、この故にもこの如くに埋て小祠を建たり、此の巫の家は、男子の血脉連綿として、四十余代續けりと云。先年、公命有て、國中巫女の長たらしめ玉ふといへども、程なく辭したりと云。今、津中に巫女七家有、又、近き頃まで、竹若番に唐人巫といふありしが、今は絶たり。秀吉公、朝鮮を征伐ありし時、彼國より捕れ來りし者の末也と云。薩摩にも同流の女巫あり、十一月十四日、五日、祭ありとかや。

一綱輪町に沈香屋宗有といふ者あり、香をさく事、世に名人と稱せり。或時、長政公召て香をさかせ玉ふ。宗有が云、是は肥後殿に貯へ玉ふ所の破れ笠と號す名香也と、長政公驚て、いかにして是を知れりやと問ひ玉ひけるに、答て申けるは、三十年以前、伏見にて女の焼候ひし香をさし、名香と存、出處を尋ね侍りしに、肥後殿近習の士よりもらひたる破れ笠と云香なりと申侍りし、則、其木

に紛れなく候と申けるとなん。博多記

一博多の方言、野鄙なる事多し、今、其一二をしるし侍る。然とも、政化日久しきによりて、風俗・言語・に至るまで、多くは改まれり。○手がけとは蓬萊を云。○おうらいとは雜煮を云、直會の義なるべし。○ばどうとは兄を云、或書に、破茅の家を用ゆ、茅は春のはじめ、諸草に先たちて生るもの故、兄の稱とせるものと云、しかれば他邦にてもかくいふ處あるにや。○なかつらんとは年たけたる女を云、御方様の訛なり。おいやどんとは新婦などを云、御部屋殿の訛也。○男女子供の片名の下にじやうといふは、丈の字なるべし。

一寛永十二年七月廿七日、大風夥しく吹けるが、櫛田の社前にありし數十俵の大松、及び社外に在し大松も、皆此時の風に折たりと云。其後、銀杏は植繼て喬木となりしが、寛保三年八月十三日の大風に落木す、其後小木を植續く。

一延寶八年九月廿五日夜、妙樂寺裏町尾村甚右衛門借家より出火にて、町數十三、戸數四百廿餘焼亡す。是、長政公御入國以後、博多の大火なりと云。

一志賀イ荷札といふ事あり。古老の曰、光之公角力を好ませ玉ひしが、江戸より明石志賀之介といふ者本州に下り、寛文の末、箱崎に於て勸進相撲あり、九州にては肥前の丸山といふ者、鬪となる、志賀之介是に勝たり。其後、志賀之介は江戸にて、十七といふ角力といさ、か勝負の意趣おこりて、身の

置所なく、君家を頼み奉りて筑前に下り、鰯町に住す。上より御憐愍を加へられ、魚油の運上を賜ふ。寛文十二年壬子十二月朔日、御國中油問屋、志賀屋太右衛門に極らる、是志賀之介が事なるべし。又、田舎に通ふ商人等に、下札を出す事を司らめし玉ふ。是より志賀札の名始れり、今は町役所より出る也。

一天正の末、茶人千利休、京都紫野大徳寺の金毛閣を造立し、己が肖像を作りて閣上に安置せり。太閣、是を聞召大に怒り玉ひ、同十九年二月廿八日、切腹せしめらる。實は利休が娘容色ありしが、寮婦となりて居たり。おひめ太閣、側室に入んとし玉ひしかど、貞節を聞りて従はず、又讒をかまゆる者ありしかば、事を左右に托して、かくは斗らひ玉ふと云。此時、古溪和尚は、利休が菩提所の住職たりし故、しばし攻め難せらる、事ありといへども、其辭氣健壯にして屈せず、故に筑紫太宰府に配すべき田、太閣の命によりて本州に下れり。然るに、島井宗室・神屋宗湛等、かねて和尚に歸依せし事なれば、是をいたはりて、博多に菴室をいとなみて居住せしむ。是を大日菴といへり。三年を経、赦にあふて歸京し、還住せらる。大日菴の址をば杉原一佐求て居住す。一佐は長政の御代官也其子醫師となり道仙と云、其子又一佐といふ孫なり其宅址を、少林寺より買て、一字を建立あり、今の報光寺是也。第五卷報光寺の條下に、古溪は天正十六年に下り、同十八年に歸京と記せり。然れども、利休が事を以て、考ふれば、十九年に誦せられて、同廿一年の歸京なるべし。

一武將威狀記 備前儒臣 熊澤氏撰 曰。筑前博多に富榮たる商家の女子姿色あり、十四五才の頃より、三尺ばかりの蛇来て傍をはなれず、殺して捨れば、其者歸らざる先に又來る。時に道元和尙、入唐の志ありて博多に至れり、父母此事を告て、歎きければ、旅亭に招て、彼蛇が女子に従ひ來るを見て、又立歸る時、國を越んとするを、扇子にておさへ、衣下より刺刀を出して、是を斬て殺されけるが、其後は再び來らざりしと、委く戴せたり。恨らくは其姓名をしらず、此故に全文是を略せり。

一寛文四年辰十一月十三日、綱之公御婚禮御祝義として、津中より、林田市郎右衛門をして、江府に至らしめて、御樽代白銀三枚光之公へ、同三枚綱之公へ献上す。

一延寶八申年、綱政公御婚禮御祝義として、津中より鈴木才兵衛江戸に至る、御樽着代として白銀六枚献上。光之公より銀三枚、才兵衛に賜はる。此時、大賀善兵衛、同惣右衛門より手代賣人、才兵衛同道にて參府せり。

一天和二戌年六月十五日、綱政公、若君御誕生、津中より御祝義として、店屋町森長右衛門江府に至る。御樽着代白銀三枚綱政公へ、同三枚若君へ献上、長右衛門へ銀二枚賜はる。此時、光之公、御在國により、年行司常番勝野次郎右衛門・山崎半三郎・登城して白銀三枚是を献上す。

一寶永二酉年、吉之公御婚禮御祝義として、津中より河邊七右衛門をして、江府に至りて御樽代白銀貳枚を献上せしむ。此外、御國元にて、津中より献上の事、近來まで多しといへ共、いたづかはし

ければ是を記さす。元禄二年小島伊右衛門江戸に至りし事は大賀傳合せ見るべし。

一正徳元卯十月、宣政公御家督に付、博多津中惣名代として、熊本屋茂三郎江戸へ至る。三種・三荷・代銀三枚献上、茂三郎へ白銀貳枚賜ふ。

海東諸國記に、間博多の事を載たり。其人物・姓名・等分明ならずといへども、爰に掲げ出して參考に備ふ。

△護軍宗家茂。乙亥、年來受三圖書。受三職、富商石城府代官宗金子。宗金、大友殿所差。大友殿管下。

△貞成。辛巳、年。遣使來朝。稱筑前州冷泉津尉兼同州大守田原藤原、貞成。受三圖書、約三歲遣三

一二船。大友殿、族親。博多、代官。

△重家。丁亥年。送我カ漂流ノ人。書稱冷泉津布永、臣平與三郎重家。大友殿管下。

△信重。丙子年遣使來朝書。稱筑前冷泉津藤原佐藤四郎信重、約三歲遣三船。辛卯、冬。以琉球

王、使來。受中樞府同知事。博多津、商定清カ女婿。大友殿管下。

石城志卷之十二 大尾

再び刊行石城志の後に書す

一本書編述の歳より今に至て百五十年、其の間、地理・及び神社・佛閣・土産・歳事・等の變易せるもの甚だ多し。一々之れが現況を調査して、新舊彼此を對照するは、之れ一の新事業に屬し、固より容易の業に非らず、且つ、本書刊行の趣旨に非らず、只本書校合に際し、即時下筆し得るものゝみ、若干別に其の要旨を其の條項の上に頭書したり。

一曩に、本書の頭書者、葉山信果は、今より百一二十年前の人ならんと曰ひしは推定の誤りなり。信果の手寫本を得て之を閲するに、其の卷末に左の記事あり。

右石城志十二卷者、博多元修驗延命院之藏書ヲ寫、校合畢、紙者從公賜處也、子孫窓外ニ出ス可ラザル者也。

天保二歲次辛卯初夏

葉山信果

天保二年は今年より九十二年前、石城志の成りしより六十六年の後ちなり。別に信果の傳記を得たれども、其の大要は卷初に載せ置たれば茲には省略す。

一本書載する處博多町名中に、蓮池町・赤間町・厨子町・桶屋町等の名見ゆるも、卷初掲ぐる地圖には之れを缺きたり、數本を校合するに皆然り、而して東中島橋以西、今の中島町、及東中洲は皆圖中

より省きあり。明治に入りて後ち、博多築港の事あり。石城町・幾世町・千代町・等、今の博軌電車通り、及び其の以北の各町は、皆な此時の新埋立地にして、明治二十四年、二十五年、及同三十五年、三十九年に亘りて、埋立地の新町名を縣廳より告示したり、又た、新圖中にある大水道（袖の湊の遺址）の如き、亦た明治に入り、埋め立て新地と爲せり。今此れ等新舊参照の爲め、石城遺聞（明治二十二年刊行）載する處の、博多全圖を附載す。

大正十年四月盡日

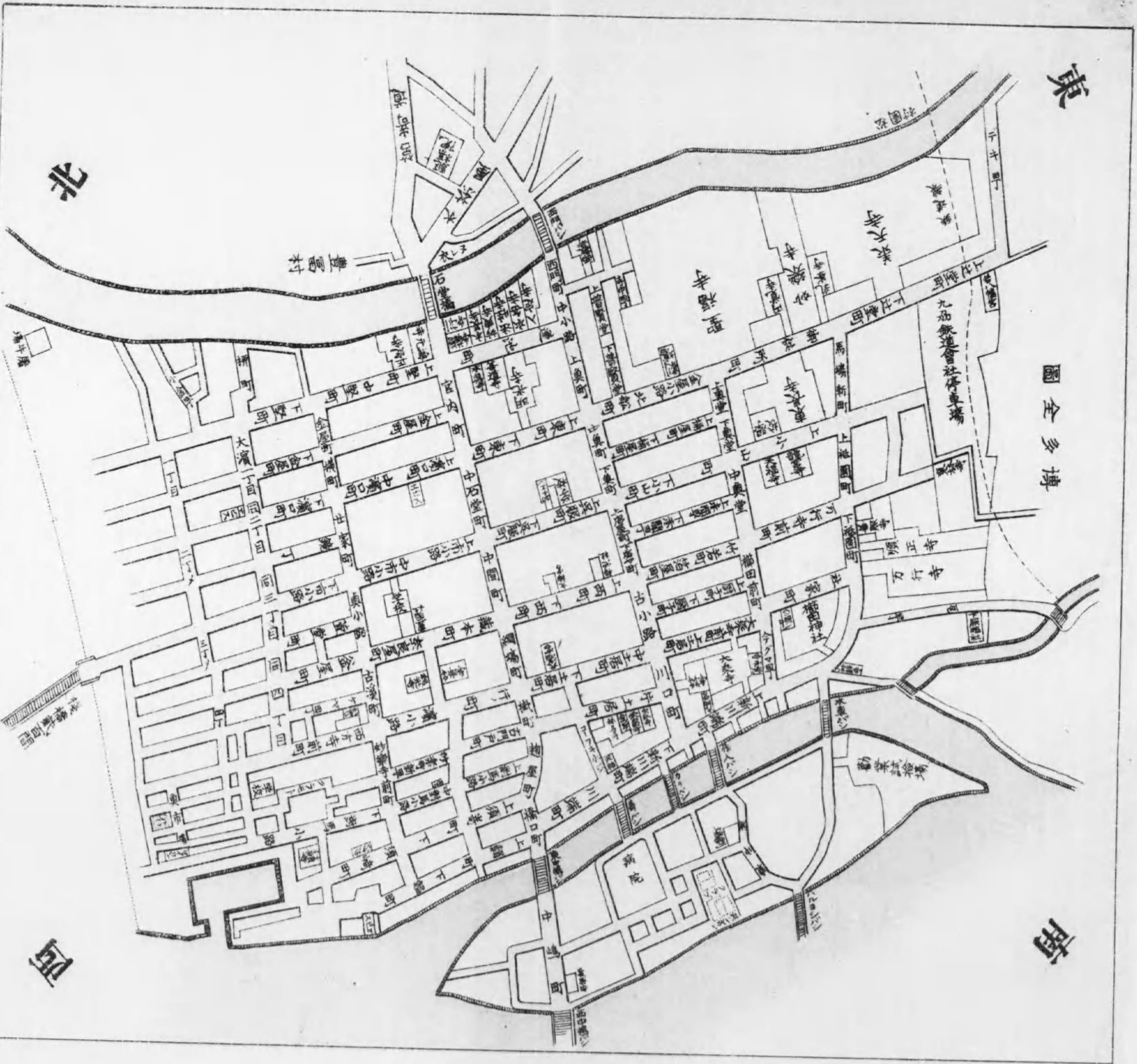
武谷水城再識す

東

博多全圖

南

北



579
143

終